平成２２年（フ）第３６３号
釧路市千歳町12番24号　千歳Ｓ・Ｋ201号室
債務者　飛塚いづみ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
北海道厚岸郡厚岸町門静１丁目334番地
債務者　大野　章子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
釧路市白樺台１丁目21番221号　ＷＢ６－221、住民票上の住所釧路市白樺台１丁目21番221号
債務者　松宮　久子（旧姓波平）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
栃木県下野市小金井１丁目14番地12
債務者　小林　博美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２１１号
栃木県小山市大字横倉新田130番地２　ベルビー横倉Ｂ棟201号、従前の住所栃木県小山市大字羽川178番地12
債務者　山下　敦子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６１号
東京都豊島区南長崎１丁目17－３－407
債務者　浮貝　　安
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３号
東京都目黒区下目黒４丁目20－46　深谷アパート６
債務者　竹下　隆一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０号
東京都世田谷区大蔵１丁目14－14－406
債務者　瓜田　雅美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６号
東京都北区赤羽西４－４－10－201、住民票上の住所東京都墨田区墨田１丁目４－５－806
債務者　佐藤　昭夫
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２号
神奈川県川崎市中原区井田中ノ町８－８－214
債務者　中川　敏惠
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３号
東京都葛飾区青戸３丁目８－６－108
債務者　岩井　　隆
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４号
東京都昭島市昭和町３丁目23－６　小河原荘６号
債務者　小河原春香（旧姓鴨）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県成田市飯田町129－18　モンテベルベ弐番館201
債務者　三浦美登里（旧姓早川・若山）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ44－302
債務者　瀬山　重由
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部